

調達要求番号：6SZW1A00001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	GM711211649	仕 様 書 番 号	
内視鏡器材 保守点検		熊本病－T1000012F	
		作 成	平成31年 2月18日
		変 更	令和 8年 1月16日
		作成部隊等名	自衛隊熊本病院衛生資材課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊熊本病院において使用する内視鏡器材（27品目）の保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

2 点検対象器材

対象器材は、表1による。

表1－対象器材

No	管理番号	品 名	規 格	製造番号
1	16M270-9	電子内視鏡システム	OFP-2	21621037
2	16M268-8	電子内視鏡システム	OFP-2	21621187
3	16M270-7	電子内視鏡システム	UCR	7631269
4	16M268-7	電子内視鏡システム	UCR	7631270
5	M26001	ビデオ軟性胃十二指腸鏡，4型	GIF-PQ260	2402094
6	M26002	ビデオ軟性胃十二指腸鏡，4型	GIF-PQ260	2402095
7	16M270-4	電子内視鏡システム	OEP-5	7622225
8	16M269-5	電子内視鏡システム	OEP-5	7622232
9	16M275	ビデオスコープ，内視鏡用，大腸用，2型	CF-HQ290I	2633067
10	16M276	ビデオスコープ，内視鏡用，大腸用，2型	CF-HQ290I	2633072

表 1－対象器材（続き）

No	管理番号	品 名	規 格	製造番号
11	16M277	ビデオスコープ，内視鏡用，大腸用， 4 型	PCF-H290I	2632112
12	16M271	ビデオスコープ，内視鏡用，上部消化管用， 3 型	GIF-H290	2736374
13	16M272	ビデオスコープ，内視鏡用，上部消化管用， 3 型	GIF-H290	2736580
14	16M270-3	電子内視鏡システム	CLV-290	7626000
15	16M268-4	電子内視鏡システム	CLV-290	7626001
16	16M270	電子内視鏡システム	CV-290	7624097
17	16M268	電子内視鏡システム	CV-290	7624098
18	16M270-1	電子内視鏡システム	OEV262H	7653564
19	16M268-2	電子内視鏡システム	OEV262H	7653565
20	16M268-1	電子内視鏡システム	OEV262H	7653566
21	16M269-2	電子内視鏡システム	OEV262H	7653567
22	16M278	ビデオスコープ，内視鏡用，大腸用， 7 型	PCF-H290ZI	2711133
23	23M038	上部消化管汎用ビデオスコープ	GIF-1200N	2308124
24	24M053	ビデオスコープ，上部消化管用， 9 型	GIF-H290	2464154
25	24M054	ビデオ軟性胃十二指腸鏡	GIF-1200N	2409602
26	24M052	軟性内視鏡用洗浄消毒器，洗浄記録機能付	OER-6	2403243
27	24M052	軟性内視鏡用洗浄消毒器，洗浄記録機能付	OER-6	2403244

3 整備に関する要求

3.1 保守点検

点検は，次による。

3.1.1 点検内容

点検は，適切な作業管理のもと契約相手方の保守整備に関する点検表等に基づき，定期点検，故障修理及び緊急保守を実施するものとする。

3.1.2 定期点検

定期点検は，年 4 回（官側が指定した月）実施するものとする。

3.1.3 故障修理

故障修理は故障発生の都度，故障診断，修理，調整及び性能試験等を実施するものとする。

3.1.4 緊急保守

緊急保守は，故障が発生した際に契約相手方は官側から連絡を受けたならば，速やかに技術者を派遣し整備及び復旧を実施するものとする。

3.2 部品交換

部品交換は，必要性が発生した都度交換するものとし，装着品と同等品を使用するものとする。

3.3 性能

性能は契約の相手方の保守点検項目等を満足するとともに動作に異常がないものとする。

3.4 保守点検項目

保守点検項目は表 2 による。

表 2－保守点検表

点検項目		点検箇所	点検項目		点検箇所
スコ ープ	先端部	対物レンズ割れ(キズ)	スコ ープ	組み合わ せ動作 確認	プロセッサー作動確認
		LG レンズ割れ (キズ)			光源に接続した作動確認
		ノズル詰まり(水切れ)			送気送水
		エアー漏れ			吸引
	湾曲部	A ゴムキズ	周辺 機器	プロセッ サー 光源装置	くもり
		ピンホール			画像
		湾曲部噛まれ			作動確認
		湾曲部潰れ			冷却口
		アングルダウン			光量チェック
		エアー漏れ			光源コネクター接点
	挿入部	噛まれ		ビデオブ リンター	異音
		座屈			画像異常
		キズ			作動確認
		チャンネルのピンホール		モニタ	異音
		チャンネルの鉗子搜通			プリント不良
		エアー漏れ			入力選択
	操作部	アングルノブ作動不良		トロリー	モニタ画像 (映像)
		各部 SW の動作			背面コネクター部
		鉗子起上動作不良			電源コード
		エアー漏れ		周辺機器	電源 SW
	ユニバー サル部	ユニバーサルコードの潰れ			各部摺動部
		ユニバーサルコードの座屈		洗滌器	作動確認
		エアー漏れ			コネクター部
	コネク ター部	衝撃による割れ			付属品 (ケーブル等)
		衝撃による変形			外観不良
		電気接点部ピンの状態			装置の作動確認
		水被り			フィルタの詰まり
		腐食			
		エアー漏れ			

3.5 外観

外観は、有害な欠陥がないものとする。

3.6 実施場所

実施場所は、官側が指定する施設又は契約相手方の指定する施設とする。

3.7 保守期間

保守期間は、契約日から1年間とする。

3.8 その他

- a) 点検中、異常箇所を発見した場合は速やかに契約担当官に報告し指示を受けるものとする。
- b) 作業中、その作業が起因と考えられる故障等が発生した場合は、契約相手方の責任とする。
- c) 契約相手方は、官側の要請により器材取扱等に関する技術的指導及び情報提供を実施するものとする。
- d) 契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならない。個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならないものとする。
- e) 契約相手方が、上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならないものとする。

4 品質保証

4.1 品質試験

品質試験は、動作に異常がないことを確認するものとする。

4.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

名称	時期	数量	提出先
点検作業報告書 ^{a)}	点検・整備終了後	1部	自衛隊熊本病院衛生資材課
注 ^{a)} 様式適宜とする。			

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。